

施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた方へ（手続きのご案内）

施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた方は下記1、2の利用料について補助金が支給されます。「2. 在籍園以外の認可外保育施設等」の支給については、**保護者が利用施設に領収証の作成を依頼し**提出いただく必要がありますので、必ずお読みください。

1. 私立幼稚園（在籍園）の預かり保育料

（1）支給手続き

区が各園へ利用状況を確認するため、施設等利用費申請書の提出のみ必要です。

※在籍園より区に提出される「預かり保育料納入証明書」（月ごとの利用日数及び納入金額を報告する書類）をもとに補助額を算出し、数カ月分をまとめて保護者の指定口座へ振り込みます。

2. 在籍園以外の認可外保育施設等の利用料

（1）補助対象者

在籍園の預かり保育の実施状況が「平日の預かり保育の提供時間数が、教育時間を含めて8時間未満または年間の預かり保育開所日数が200日未満」の場合「認可外保育施設等の利用」も補助の対象となります。

（2）補助対象となる施設

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

※ご利用の認可外保育施設等が無償化の対象施設かどうかは、直接施設にご確認いただくか、施設の所在自治体のホームページ等でご確認ください。

渋谷区内の【特定子ども・子育て支援施設等一覧】については区ホームページに掲載しております。

「幼児教育の無償化について（保育）」

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/youjikyousei.html>

（3）支給手続き

以下のとおり、実績確認書類の作成・提出をお願いいたします。

① 保護者から利用先の認可外保育施設等へ【特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証】の作成を依頼します。（1施設につき毎月1枚必要です）

様式は区ホームページからダウンロードしてください。

「幼児教育の無償化について（私立幼稚園等）」

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/teate/musyo_shiritsuyouchien.html

② 認可外保育施設等から「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」を受け取ったら、記入された利用実績（利用日数や領収金額）が正しいか、押印があるかを確認してください。

③ 「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」を下記の提出先に提出してください。

<提出締切>

第1期振込：令和4年10月14日（金）

第2期振込：令和5年4月28日（金）

提出先： 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所子ども家庭部子ども青少年課私学主査

※支給時期・方法は、「1. 私立幼稚園（在籍園）の預かり保育料」と同じです。

3. 認定期間について

補助対象期間は、2号・3号認定通知に記載の有効期間内に限ります。

退職や勤務時間の変更などにより、認定基準に該当しなくなった場合は1号認定に変更となりますので、園経由で申請をお願いします。